

① 制度の概要

本補助金は、群馬県内の医療機関に対し、**国の補助金に上乗せして電子処方箋管理サービスの導入費用を助成**することで、活用と普及を促進することを目的としています。これにより、医療現場のデジタル化推進と、より安全で効率的な医薬品提供体制の構築を支援します。

対象となるのは、県内の病院や診療所であり、**社会保険診療報酬支払基金（ICT基金）による国**の補助金の交付決定を受けていることが、本県の補助事業の必須要件となります。

② 支援内容

□ 電子処方箋導入費用等

病院・診療所の規模と導入内容により上限額が変動。

最大100.3万円

補助率: 1/6~1/4以内

□ 補助対象経費

初期導入費用、新機能導入費用、両者の同時導入費用。

最大602.3万円

対象経費の上限額

◎ 対象となる取組（導入費用）

【補助対象経費】

- 電子処方箋管理サービスの導入にかかる費用。
- リフィル処方箋など新機能の導入費用。
- 初期導入と新機能導入を同時に行った際にかかる費用。

【対象外経費】

- 新機能のうち、院内処方機能の追加導入にかかる費用。
- 国の補助金申請要件を満たさない経費。
- 令和7年9月30日までに整備が完了しない経費。

● 対象者

- 群馬県内に開設されている病院または診療所。
- 健康保険法第63条第3項各号に定める保険医療機関に限る。
- 国の補助金の交付決定を受けていることが必須。

▲ 補足事項

- 採択後、改めて交付申請を行い事業開始となります。
- 原則、事業終了後の後払い（清算払い）です。
- 公募から採択まで数か月かかる点にご注意ください。
- 補助事業募集開始前（2025年5月1日以前）に導入したものも対象です。

● 採択率向上のポイント

- **国の補助金交付決定通知書（写し）の添付**が必須です。
- 国の補助金申請から交付決定まで約2ヶ月を要するため、**早期の申請**が必要です。
- 県が実施する**導入促進に向けた取組へのご協力**が要件に含まれます。
- 電子処方箋の導入実績がある**システムベンダーへ早めに相談**をしてください。

△ 補助額の戦略的分析

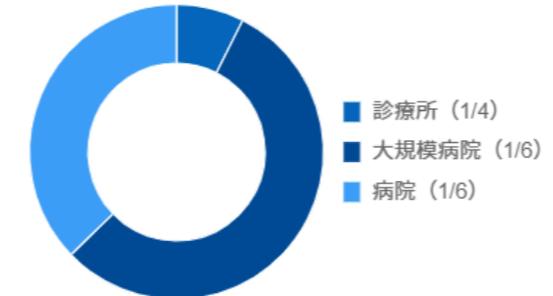
【交付決定の迅速化】

- 国の補助金交付決定が前提のため、**国と県の申請をセット**で計画します。
- 両方の交付を確実に受けるため、**手続きの不備がないようチェック**することが重要です。

【導入時期と補助対象】

- 募集開始前（2025年5月1日より前）に既に導入したものも対象となる特例があります。
- **9月30日までに整備を完了**している必要がありますため、この日付を最優先の目標とします。

△ 補助率の施設別比較



2025年度 補助率の施設区分別比較 (同時導入時)

診療所は補助率1/4と、大規模病院(1/6)に比べ財政支援の割合が高い傾向です。

● 補助金額と対象区分の関係

施設区分	補助上限額 (同時導入)
大規模病院 (200床以上)	1,003,000円 (上限)
病院 (200床未満)	676,000円 (上限)
診療所	135,000円 (上限)

● 専門家活用のススメ

- 行政書士：国の補助金と県の補助金の両方の申請書類作成支援とスケジュール管理。
- 電子処方箋ベンダー：補助対象となるシステムの導入完了（9月30日）に向けた工程管理。
- 税理士：事業完了後の消費税仕入控除税額報告に関する相談。

● 提出書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
交付申請書	<input type="checkbox"/> 社会保険診療報酬支払基金発行の補助金交付決定通知書（写し）の添付。 <input type="checkbox"/> 提出書類の不備がないか最終確認。
誓約書	<input type="checkbox"/> 要件を満たしていることを明確に誓約する。
事業完了報告書	<input type="checkbox"/> 9月30日までの整備完了を示す証拠書類の添付。
収支決算書	<input type="checkbox"/> 国の補助金申請と金額の整合性を確保。

*このレポートは生成AIにて作成されています [2025/12/04作成]

● 申請スケジュール

事前準備期間

- ・国と県の申請をセットで計画します。
- ・電子処方箋管理サービスの導入完了（9月30日）。

受付期間（公募）

2025年5月1日（木）～12月31日（水）

- ・国と県の申請をセットで計画します。
- ・期限に間に合うよう、国と県の申請を同時提出します。

審査期間

申請後、随時審査（国と県の交付決定が完了していることが前提）。

交付決定

- ・審査後、順次交付決定
- ・国と県の交付決定を受けてから本制度への申請が可能です。

事業実施期間

国と県の交付決定が完了するまで

- ・事業完了・実績報告は別途指定された期限までに必須。

● 問い合わせ

制度詳細

詳細な手続きや公募要項は必ず制度詳細ページをご確認ください。
<https://www.pref.gunma.jp/page/642624.html>

お問い合わせ

群馬県 健康福祉部 医務課 医療指導係

〒371-8570前橋市大手町1-1-1

※お問い合わせは制度詳細ページよりお願いいたします。